

公聴会における公述意見に対する見解（ごみ焼却場の決定）

公聴会	令和元年9月24日 午後7時～ 鳥栖市役所3階大会議室	
公述人	公述人①	
	公述意見の要旨	公述意見に対する見解
<p><b>基本的に市へ協力することで考えていたが、どう考えても現在のごみ処理施設を建設する場所は適正な場所とは程遠い場所で反対である。</b></p>		
【理由】	<p>現在、計画されているごみ処理施設の場所は2019年3月作成のハザードマップでは3～5m浸水想定区域になっているにも関わらず、なぜ候補地になったのか理解できない。ハザードマップの発行が建設候補地として決定後、最新の情報をもとに重大なリスクとして、なぜ再検討されなかったのか、最近、想定外の災害が多くなってきている中、潜在的危険性が分かっているが、なぜ今の場所に決める必要があるのか。現在の候補地はハザードマップで隣接する北側、東側エリアが広範囲に5m以上浸水想定区域になっている。</p>	<p>○最終的に候補地が建設用地として定められた後に、その用地における様々な課題等が発生した場合には、その課題に対し解決、整理していくこととなるものと認識いたしております。</p> <p>次期ごみ処理施設につきましては、事業主体である佐賀県東部環境施設組合におきまして、設計、建設及びその後の管理運営を民間事業者に一括発注するDBO方式により進められることとなっており、本市の洪水・土砂災害ハザードマップにより、建設用地が浸水想定区域に指定されていることや、近年頻発している大雨により、建設用地周辺の道路で冠水被害が生じている状況等、これまでの経験や最新の情報を十分踏まえながら、事業の広域化によるスケールメリットを十分に活かし、大雨を含めました大規模災害に耐える施設整備を進めていくことといたしております。</p>
【理由】	<p>候補地のリスク分析（評価）が甘い。将来起こり得る災害について地域特性が、なぜ考慮されていないのか。起こりうることを想定し候補地を考えていただきたい。候補地選定は当然、自然災害等を想定した評価を実施すべきと考える。また、候補地選定の組織委員の中に災害の専門家がいたのか。</p>	<p>○ごみ処理施設の候補地の選定につきましては、法令等の特段の定めがありませんので、他事例等も参考に鳥栖市が評価方法、評価基準を設定いたしております。</p> <p>○自然災害等の候補地選定時の評価につきましては、第1次選考におきます「土砂災害危険箇所」「浸水2m以上区域」「震度6強以上区域」「土砂災害危険区域」「地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を、第2次選考におきます「活断層近接可能性」を、第3次選考におきます「災害の安全性」の地震及び洪水の評価を実施いたしております。</p> <p>○候補地選定委員会につきましては、専門家等ではなく、防災業務を所管いたします部署の委員を充てております。</p> <p>○なお、これから施設整備を進めるにあたりましては、近年頻発している大雨により、建設用地周辺の道路で冠水被害が生じている状況等、これまでの経験や最新の情報を十分踏まえながら、事業の広域化によるスケールメリットを十分に活かし、大雨を含めました大規模災害に耐える施設整備を進めていくことといたしております。</p>
【理由】	<p>次期ごみ処理施設の建設候補地は、2016年3月、約4.2haが計画されていたが、建設候補地の一部から有害物質が検出されたことで、2019年4月約1.7haに縮小、ごみ処理施設のみ整備することになっているが、ごみ処理施設の面積としては狭いのは。大規模災害時の防災拠点等を考慮した条件と約1.7haの面積で、各ごみ処理設備メーカーへ確認されたと推測するが、何社へ問い合わせし、何社が建設可能と判断されたのか。また、その条件を含めて知りたい。</p>	<p>○建設予定地の縮小を検討する際に、ごみ処理施設のプラントメーカー5社に対し、「ごみ焼却施設とリサイクル施設の両施設が建設可能であるか」という条件で調査を実施いたしました。</p> <p>○その結果、「両施設の建設は困難である」「運営面・費用面・工期の面から現実的ではない」といった回答を得たことを受け、組合構成市町の首長会で検討した結果、建設予定地を縮小し、焼却施設のみを建設する方針といたしました。</p> <p>○なお、焼却施設もしくはリサイクル施設どちらか一方であれば建設可能であるという前提のもとで調査を実施しているため、焼却施設もしくはリサイクル施設のみでの建設は可能であるかという設問は設けていなかったものの、あえて焼却施設のみであれば建設可能であると回答をしたメーカーは1社ございました。また、文書による回答ではないものの、これまで複数のプラントメーカーと幾度も対面して対話し、信頼関係を築いていくなかで、焼却・溶融施設のみであれば建設が可能であることの言質は確実にとれております。</p>
【理由】	<p>現在計画されている場所の候補地として決定の際、近隣住宅地との距離は評価基準の項目としているのか。また、環境条件、立地条件等を考慮し、候補地選定が実施されたとは考えられない。場所有りきで、ことが進んでいる。</p>	<p>○評価項目のなかで「近隣住宅地までの距離」と「近隣住宅の戸数」を設定しております。「近隣住宅地までの距離」につきましては、各候補地から直近の住宅までの距離を相対評価いたしております。「近隣住宅の戸数」につきましては、各候補地から200m以内の住宅数を相対評価いたしております。</p> <p>○また、本市において候補地5か所を評価した際には、環境条件、経済条件、用地取得条件、立地条件の視点による20の評価項目を設定して評価を行っており、その総合的な評価結果として衛生処理場敷地が最も高い評価となったものでございます。場所ありきでの選定ではございません。</p>

**【理由】**

隣接するエリアに新産業集積エリア鳥栖の計画があるが、誘致活動に影響は出ないのか。普通の企業であれば、ごみ処理施設が近くにあれば商業地域としては候補地から外すことが考えられる。この件について4月23日に橋本市長へ質問したが、回答は、『最近のごみ処理施設は町の真中にできているから問題ない』の回答であった。では、新庁舎建設後、旧庁舎跡地にごみ処理施設を計画し、実行されたら如何か。

- 新産業集積エリアにつきましては、製造業等の企業の受け皿として、佐賀県と本市において整備が進められているところでございますので、適切な整備が終わり次第、担当部署において誘致活動が推進されるものと考えております。
- 市長発言につきましては、次期ごみ処理施設建設に伴い周辺住民の皆様へ、たいへんご心配をおかけしていることに対しまして、最近の事例として、福岡都市圏におきましても、住宅街の中に立地しているところもございますことから、本施設につきましても、ご安心いただける施設として最新の設備による整備を進めていきたいとの考えに基づく説明でございます。
- 新庁舎整備に関しましては、庁舎本体に加え、来庁者のための十分な駐車スペースの確保することが必要になりますので、次期ごみ処理施設として十分な敷地面積を確保することは難しいものと考えております。

公聴会における公述意見に対する見解（ごみ焼却場の決定）

公 聴 会	令和元年9月24日 午後7時～ 鳥栖市役所3階大会議室	
公 述 人	公述人②	
公述意見の要旨		公述意見に対する見解
本件のごみ焼却施設建設について最も重視すべき事は、周辺地域住民の理解と協力の確保に関する法律の順守		
<p><b>【理由】</b></p> <p>ごみ焼却施設建設の許可基準は、周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺施設に適正な配慮がされていること。</p>	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4は、「一般廃棄物処理施設の設置者は、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。」と規定されているもので、次期ごみ処理施設が整備された後の生活環境の保全及び増進に関することについての条文となっているものと考えております。</p> <p>○次に、同法第8条の2において「一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたもの」であることについてでございますが、今回の次期ごみ処理施設整備事業につきましては、県条例に基づき環境影響評価を実施し、事業が周辺環境に及ぼす影響を十分調査した上で建設することとしており、さらに、国が定めた環境基準よりも厳しい排ガスの自主基準値を独自に設定したうえで操業することといたしております。また、施設へ搬入するパッカー車については極力生活道路を避けること、災害時の避難所機能を備えることなど、周辺地域へ配慮した施設整備を進めていくこととしております。</p> <p>○平成30年6月19日に閣議決定されました廃棄物処理施設整備計画の基本的理念(7)地域住民等の理解と協力の確保につきましては、廃棄物処理計画の基本理念は、廃棄物処理施設の安全性や環境配慮に関する情報に加え、生活環境影響調査や住民等の意見聴取等を的確に実施することを求めているものであると考えておりますので、廃棄物処理計画の基本理念を踏まえ、地域住民の皆様のご理解とご協力の確保の観点から建設予定地周辺地域に対して住民説明等を開催してきたところでございます。今後も、引き続き施設の必要性や安全性等について、周辺住民の方々にご理解いただけるよう、事業主体である佐賀県東部環境施設組合とともに丁寧な説明を行うよう努めてまいりたいと考えております。</p>	
<p><b>【理由】</b></p> <p>本案に対する小森野住民の反対署名の集計結果、小森野自治会のアンケート結果により、住民の多くがごみ焼却場の案件には反対している。反対の署名をしてない多くの人も本心は小森野の隣接地にごみ処理施設はない方がいいとの考えが殆ど。前コミセンター長も現在のセンター長も小森野住民多数の意見に同意すると聞いている。</p>	<p>これまでも、廃棄物処理計画の基本理念を踏まえ、地域住民の皆様のご理解とご協力の確保の観点から建設予定地周辺地域に対して住民説明等を開催してきたところでございます。今後も、引き続き施設の必要性や安全性等について、周辺住民の方々にご理解いただけるよう、事業主体である佐賀県東部環境施設組合とともに丁寧な説明を行うよう努めてまいりたいと考えております。</p>	
<p><b>【理由】</b></p> <p>本案件に反対する多数意見の根本は、建設予定の場所で、その最大理由は、北よりの風の影響で、過去のごみ処理施設のばい煙や匂いの嫌悪感が残っているのに、また隣接地住民への配慮なくごみ処理施設を造ることへの不快感である。</p>	<p>○旧ごみ処理施設の稼働中に悪臭等の影響によりまして生活環境に及ぼした不快感等の状況からのご意見につきましては、市として真摯に受け止め、心よりお詫び申し上げます。</p> <p>○今回整備を予定しております次期ごみ処理施設の煙突からの排ガスについては、法により定められた基準値よりもさらに厳しい自主基準値を設けることとしております。自主基準値については、平成29年10月に策定した「ごみ処理施設整備基本計画」において定めた値から、住民の皆様のご要望等を踏まえた見直しを行っており、さらに厳しく設定いたしております。この自主基準値は福岡県や福岡市の先進施設と比較しましても同等もしくはそれ以上の高い水準にあります。また、悪臭対策として、建屋を極力密閉化することで、悪臭の発生源において捕集することを基本として対応してまいります。特に、臭気が多く発生いたしますごみピット（ごみを集積する箇所）につきましては、臭気が漏れないようにするために、密閉構造とすることとしております。</p> <p>○これまでも、廃棄物処理計画の基本理念を踏まえ、地域住民の皆様のご理解とご協力の確保の観点から建設予定地周辺地域に対して住民説明等を開催してきたところでございますし、今後も、引き続き施設の必要性や安全性等について、周辺住民の方々にご理解いただけるよう、事業主体である佐賀県東部環境施設組合とともに丁寧な説明を行うよう努めてま</p>	

	いりたいと考えております。
<b>小森野住民への健康と居住環境影響への懸念がある。</b>	
<p><b>【理由】</b></p> <p>煙突から排出される飛灰の影響を風の影響で累積的に受ける小森野住民の喘息や肺疾患等の不安がある。これに関連して、自然環境豊かで住み良い小森野への転住者減も懸念され、加えて、宝満川の南に位置する保育園や小学校、高専、中央病院そして医学部病院への影響も心配される。また、ごみ焼却場を鳥栖市側が公的に迷惑施設と認めている。</p>	<p>○煙突からの排ガスに関しては、大気汚染防止法に基づく排出基準が定められています。「排出基準」というのは、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基本法で定められている「環境基準」を満たすために定められています。したがって、この排出基準を満たしているかぎりにおいては、環境基準を満たすことができると考えられるため、住民のみなさんの健康への影響はないものと考えております。</p> <p>○ごみ処理施設の影響により喘息や肺疾患等が起こることが事実であれば、全国で同様な事例が生じ、大きな公害訴訟に発展しているはずですが、現在そのようなことは起こっておりませんことから、住民のみなさんの健康への影響はないものと考えております。</p> <p>○一般廃棄物のごみ処理施設は、全国で1,100施設程ありますが、都市部ではごみ処理施設が住宅密集地に建てられている例もあります。例えば福岡県春日市にある福岡都市圏南部環境事業組合のごみ処理施設は、施設の周辺に住宅が密集していますし、商業施設や住宅地の開発が次々と進められています。最近のごみ処理施設は、周辺環境にも十分配慮し、清潔な維持管理に努めておりますので、ごみ処理施設の設置を直接要因とした人口減少などを招くことはないものと考えております。</p> <p>○煙突からの排ガスについては、法令により定められた基準値よりもさらに厳しい自主基準値を設けることとしております。平成29年10月に策定した「ごみ処理施設整備基本計画」で基準値を定めておりましたが、住民の皆様のご要望もあり、今回見直しを行いさらに厳しくいたしました。なお、この自主基準値は福岡県や福岡市の先進施設と比較しましても同等もしくはそれ以上の高い水準にあります。</p> <p>○鳥栖市側が公的に迷惑施設と認めた資料については存じ上げませんが、昔のイメージがあるためか、ごみ焼却場が迷惑施設と言われることはよくあります。ただし、最近のごみ処理施設は、周辺環境にも十分配慮し、清潔な維持管理に努めておりますし、単にごみを燃やすだけではなく、発生した熱を利用して発電等を行うため、災害時の避難拠点としても活用されています。次期ごみ処理施設については、迷惑施設ではなく、クリーンで住民のみなさんに親しまれるような開かれた施設を目指していきます。</p>
<b>本案のごみ焼却予定地は、総合的にみると最適地ではない。</b>	
<p><b>【理由】</b></p> <p>都市計画運用指針において、廃棄物処理施設の計画にあたっての留意事項があるが、災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくないと記載されている。筑後川と比較して宝満川は非常に堤防が脆弱で、決壊した場合廃棄物が流出する可能性がある。このような災害が発生する危険性が高い地区に設置することは望ましくないと記載されている。</p>	<p>○都市計画運用指針では、「廃棄物処理施設の計画にあたっての留意事項」を規定しております。この内容について、都市計画上、記載項目について留意しながら施設整備を進めることが望ましいことは認識いたしております。</p> <p>今回の建設予定地につきましては、指針で定められる複数の留意事項のうち、合致している項目も多数あるものの、水害等による浸水の恐れがある土地であるということにつきましては、十分把握いたしております。</p> <p>今後の施設整備につきましては、佐賀県東部環境施設組合におきまして、設計、建設及びその後の管理運営を民間事業者に一括発注するDBO方式により進められることとなっており、事業者からの提案など、民間の知見を十分に取り入れながら、近年頻発いたしております大雨を含めました大規模災害に耐えうる施設整備を進めていくこととなっております。</p> <p>具体的には、建設予定地はハザードマップにおいて浸水深さ3.0～5.0m未満となっておりますので、施設の浸水対策として、プラットホーム、電気室、中央制御室、非常用発電機、タービン発電機など主要な機器及び制御盤・電動機は浸水深さ5.0m以上に設置し、さらに地上階には止水板や気密性扉を設置して浸水を防止する方針とします。また、計画地盤高さは、GL+2.0mまで盛土を行い、工場棟・管理棟・計量棟・駐車場の主要施設を配置する上で、浸水に耐えうる高さまでRC造とするなどにより、ごみや灰の流出が無いよう対策を講じていきます。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>2市3町の中心部から離れた焼却場は、長期的には膨大な輸送経費になる。</p>	<p>次期ごみ処理施設整備事業の事業主体である佐賀県東部環境施設の構成市町である2市3町のなかで、鳥栖市は最も人口が多いこともあり、ごみ排出量全体の過半数を占めるごみを排出しておりますことから、多量排出元である鳥栖市内で候補地を選定することといたしました。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>予定地変更を多角的総合的に再検討しなければ、久留米市民は鳥栖市側の独善的な考えに疑問と不信</p>	<p>施設からの排ガス等について厳格な自主基準値を設けるといったことはもちろんのこと、施設へごみを搬入するパッカー車についても、本市の幹線道路の通行を指示するなど、宝満川を</p>

感を募らせ、裁判問題が発生すると新聞報道等で鳥栖市の評価や経済・文化にも影響が出る。小森野及び久留米市住民の要望と期待に沿う再検討を切望する。

挟んで近接いたしております久留米市民の皆様にご迷惑をおかけする事の無いよう、施設の整備、運営を進めていく必要があるものと考えております。

公聴会における公述意見に対する見解（ごみ焼却場の決定）

公聴会	令和元年9月24日 午後7時～ 鳥栖市役所3階大会議室
公述人	公述人③
公述意見の要旨	公述意見に対する見解
<b>次期ゴミ処理施設建設、反対</b>	
<p><b>【理由】</b></p> <p>予定地は、市の端づれでもなし、迷惑施設の集まる掃き溜めの地でない。</p> <p>①田地の拵がりは、米麦野菜の一大生産地である</p> <p>②鳥栖市上水・県工業用水・農業用水の取水口が近在する。</p> <p>③安良川、轟木川、前川又東側に大木川と宝満川へ流れ入る河川の集まった地である。</p> <p>④旧焼却地で、いわゆる周辺住民に心身共なる負担を四十年の永きに亘り強いらせ、又、今般、厚顔にも同所への建設とは、全くもって人の気持ちを逆撫でした蛮行で愚策である。</p>	<p>○今回のご意見につきましては、現在の真木町衛生処理場敷地でございます、旧ごみ処理施設の稼働中に悪臭の影響によりまして生活環境に及ぼした不快感等の状況からのご意見ご指摘であるものと認識いたしており、このことにつきましては、市として真摯に受け止め、心よりお詫び申し上げます。</p> <p>○公述内容でございますように、建設予定地周辺につきましては、農業地域であること、本市の市水等の取水口が存在すること、宝満川に流れ込む河川が多数存在する地形であること等については認識いたしております。このため、そういった土地で事業を推進することにより、周辺の環境にどういった影響があるのかを、現地調査等をもとに、予測、評価し、環境の保全の見地からより良い事業計画とするために、県条例に基づく環境影響評価を実施いたしております。</p> <p>また、施設の稼働に際しましては、まず、大気汚染への対応に関しましては、最新の排ガス処理設備によりまして、排ガス中のダイオキシン類、塩化水素、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物などの有害物を除去いたします。なお、環境保全の適正処理基準を遵守するために、排ガス濃度を24時間連続測定し、リアルタイムで監視しますとともに、施設入口の見やすい場所に環境モニターを設置し、測定結果を常時確認できるように対応いたします。</p> <p>次に水環境への対応に関しましては、ごみ処理施設のプラント(工場)系排水及び生活排水は、無放流方式(クローズドシステム)又は下水道放流方式といたします。施設内から発生いたしますプラント(工場)系排水(ごみピット汚水、床洗浄水等)は、すべて排水処理設備で処理した後、施設内で再利用し、生活排水等につきましては公共下水道(浄化センター)に接続して適切な処理を行うことにより、宝満川をはじめ、施設周辺地域の水環境、水質に影響を及ぼすことがないようにいたします。</p> <p>悪臭対策に関しましては、建屋を極力密閉化することで、悪臭の発生源において捕集することを基本として対応してまいります。特に、臭気が多く発生いたしますごみピット(ごみを集積する箇所)につきましては、臭気が漏れないようにするために、密閉構造といたします。具体的には、ごみピット内部の気圧を常に負圧に保つことで外部への臭気の漏洩を防止いたします。また、ごみピット内の空気(負圧にするために吸引した臭気)を燃焼用に利用することなどによりまして、臭気の原因となります物質を高温で分解いたします。ごみ搬入車両が出入りするプラットホームの出入り口とごみピットへのごみ投入口へ自動大型開閉ドアを設置するとともに、エアーカーテンを設置して、ごみ搬入車両の搬出入時以外は外部との大気の流れを遮断し、臭気の漏出防止を行います。</p> <p>騒音・振動対策に関しましては、騒音防止法に基づきます基準を厳格に遵守してまいります。低騒音・低振動型の設備機器を設置しますとともに、設備及び機器は騒音対策を講じた建物の室内に設置し、また、堅固な基礎に設置すること、防振装置や吸音材を使用し騒音・振動の発生を抑制するなどの対策を行います。また、排風口の位置や音の反射にも留意し、音源の種類と敷地境界までの距離を考慮することで騒音対策を講じてまいります。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>建設云々より、汚染土壌の対策処理の手当をまず取り組む。この地は、三角州性低地であり、砂・レキの地層と考えると地下水への影響が憂慮される。直ぐ下を流れる轟木川の両岸、又、跨いで近隣の住居井戸水(飲料・農業用)の水質検査をして、汚染への不安・懸念の払拭に努める。まず先決である地下水は、水路があり、澱みなく流れる資源である。安心・安全はまず求められるべきである。</p>	<p>○土壌の対応につきましては、本市により、今年度から、埋設物等の状況を正確に把握するための調査を開始することとしており、同時に、環境基準値を超える物質が周辺に影響していないかを監視するため、地下水のモニタリング調査を実施することとしております。</p> <p>なお、衛生処理場敷地で埋設物及び環境基準値を超える物質が確認されたことをうけまして、その影響を確認するために周辺の地下水が調査されましたが、衛生処理場敷地の埋設物等を原因とした地下水汚染は確認されておりません。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>「原案説明資料」予測値の羅列であるが、是非とも安楽寺に建設の農業用取水建屋の屋根の塵埃の</p>	<p>○周辺地域の環境調査につきましては、平成30年度に実施した環境調査で終わりではなく、「事後調査」というものを実施いたします。</p>

<p>採取検査を是非とも願う。作為もなく、自然降下の野晒し状態であり、各取水口と同距離である。又、安楽寺町の苗田で西風の折、丁度苗取得時分旧焼却場の煙害で気分が不調となった地にある。結果が如何であれ、事実として数値される事は大事である。</p>	<p>事後調査というのは、今回環境影響評価準備書において予測評価した内容を検証することを目的として、施設の稼働後に実施するものです。基本的に平成30年度に建設予定地周辺地域で実施した環境調査と同じ場所で調査を行う予定としておりますが、周辺地区との協議次第では、調査地点を個別に変えることもあり得るかと思われます。</p> <p>○環境調査は、各種物質の採取、分析方法などが定められたガイドライン等にしがって行います。現地を確認したわけではありませんが、建屋の屋根の塵埃は雨によって洗い流され蓄積されたものではないため、調査には不適であると考えられますし、そもそもの採取量が不足しております。今後の調査地点については、自治会と個別に協議したいと考えております。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>「地元」と云う仮称の地区だけが、迷惑施設ではない。旧焼却場の二段煙突、これを宝満川対岸堤防、小森野側から見たら余りに近いため、一から検討し直すべき。</p>	<p>○環境影響評価準備書の中では、景観についても環境影響評価項目として設定しており、周辺の景観資源の存在等を踏まえた上で予測・評価を行っております。次期ごみ処理施設の整備にあたっては、敷地外周部には植栽を行うことや、施設の色彩の工夫など様々な方法を検討し、景観への影響を低減してまいります。また、人工的な構成要素をなくすことはできないため、施設外観は親近感のある建物として、すっきりとした形態及び意匠とし、無機的な人工構造物としての施設の存在感を低減してまいります。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>環境影響評価方法書には、「対象事業実施区域を含む周辺の地域は農地及び住宅地であり、南へ0.1km・1.4kmの宝満川・筑後川を中心とした河川沿いは住民が散策を楽しむ貴重で身近な水辺空間である。」と記載されている。筑後川は「自然景観資源」として掲載されている自由蛇行河川である。こういう地には、不向きな施設計画であり、撤回を求め更なる一からの変更を求める。</p>	<p>○施設整備にあたっては、佐賀県環境影響評価条例に基づき、環境に関する様々な専門家の意見等を聞きながら、周辺地域の現在の環境はどのようなものか、ごみ処理施設ができることでどのような影響があるのかといったことを考慮しながら事業を進めております。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>長い稼働の施設計画はマイナスの要素を徹底熟考し、事に当たるべきであると考え。鳥栖市は聞く耳を持つべき。</p>	<p>○これまでも住民のみなさまに対しては説明会の中でごみ処理施設建設事業についてご説明を申し上げ、ご意見等をいただいております。今後も、環境影響評価の結果等を基に、施設の安全性等についてご説明申し上げるなど、引き続き真摯に対応をさせていただきたいと考えております。</p>

## 公聴会における公述意見に対する見解（ごみ焼却場の決定）

公聴会	令和元年9月24日 午後7時～ 鳥栖市役所3階大会議室		
公述人	公述人④		
<b>公述意見の要旨</b>		<b>公述意見に対する見解</b>	
<b>鳥栖市水道水の原水を守るため、次期ごみ処理施設予定地としてA地点（江島町）か、または水道水の取水口から離れた場所を求める。</b>			
<p><b>【理由】</b> D地点から南東500mの右岸には、鳥栖市民が利用している上水道（26,000 m<sup>3</sup>/日）の取水口があり、煙突からの煤煙による飲料水の汚染が心配される。ごみ処理施設からは、生ごみの約10%の焼却灰が発生する。この灰は火格子の下に溜まる主灰（約5%）と煙突にいく飛灰（約5%）に分かれる。主灰は、有害物質の含有量が少なく、セメントの材料等に引き取られる。これに対し飛灰は、金属などの溶けた物質を大量に含んでおり非常に厄介で、現在、有料で三池精練等に引き取られている。</p>	<p>○煙突からの排ガスに関しては、大気汚染防止法に基づく排出基準が定められています。「排出基準」というのは、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基本法で定められている「環境基準」を満たすために定められています。したがって、この排出基準を満たしているかぎりにおいては、環境基準を満たすと考えられるため、周辺住民のみなさんへの健康被害は考えられません。</p> <p>○上水道については、取水口から浄水場へと送られ、水道水としての水質を確保したうえで各家庭へと供給されます。なお、鳥栖市においては、国が定めた水質基準よりも厳しい鳥栖市独自の指標値を設けて水道水の管理をしており、安全安心な水道水が供給されています。</p> <p>○ごみ処理の過程で発生する灰については主灰と飛灰に分かれます。ストーカ式の場合は主灰が火格子の下に溜まり、これはセメントの原料などとして引き取られます。一方で熔融方式（シャフト炉式、流動床式）では、主灰は高温で溶かされ、熔融スラグとなり有価で引き取られ路盤材などの材料として再利用されます。飛灰については、中に含まれる金属類を回収する「山元還元」という方法などにより資源化されています。</p>		
<p><b>【理由】</b> 今回の事業計画では、次期ごみ処理施設は、最新のごみ処理技術を導入すると記載されている。焼却方式（ストーカ式）と熔融方式（シャフト炉式、流動床式）の処理システムが選定されると考えられているが、宮の陣ごみ処理施設焼却方式（ストーカ方式）は、安全というが疑問である。 ダイオキシン類の外部流出の原因が人為ミス、処理システムのミスで起こっている。バグフィルターが年間10回程交換され、その都度燃焼をやめる必要がある。また、再度燃焼を開始する際、ダイオキシン類の有害物質が排出されると言われている。</p>	<p>○次期ごみ処理施設については、処理方式がどの方式になろうと、最新のごみ処理技術を導入いたします。</p> <p>○処理方式については、焼却方式（ストーカ式）、熔融方式（シャフト炉式、流動床式）いずれにおいても安全で安定した処理ができるとして、この3つの方式を選定しています。実際に、焼却方式（ストーカ式）や熔融方式（シャフト炉式、流動床式）は全国各地で採用されており、安定稼働の実績があります。焼却方式（ストーカ式）にいたっては、全国でもっとも多く採用されている方式です。</p> <p>○バグフィルターは、ごみ処理の過程で発生する排ガスに含まれるばいじん、その他有害物質などを除去する空気清浄機のような設備です。バグフィルターには「ろ布」と呼ばれるフィルターが複数個ついており、排ガスがろ布によりろ過されることでばいじん、その他有害物質等が除去されます。 バグフィルターは年間10回も交換されることはありません。バグフィルターの中にあるろ布については、運転状況にもよるとは思われますが、みやき町にある現有施設については、3～5年に1回交換されているとのこと。バグフィルター自体は10年に1回くらいの間隔で交換されます。</p> <p>○ろ布の交換だけでなく、炉の定期的な補修等を行う際には、当然ながら炉の運転を止めます。ただし、炉を止める際は炉内を高温に保ってごみを燃焼し尽くすようにし、炉を再度立ち上げる際には、速やかに炉内温度を上昇させることで有害物質の発生を抑制します。これは国が定める維持管理の技術上の基準の中にも示されているものであり、ごみ処理施設はこれに従って運転しなければならないことになっています。</p>		
<p><b>【理由】</b> 自主基準値については、周辺環境を考慮して、まわりに人口が多く、病院や学校を有するならば、さらに厳しい条件にすべきであり、最新の熔融方式を採用すべきである。 現在、佐賀県では焼却方式でなく、熔融方式が熔融資源化センター（中原）、佐賀県西部環境施設組合、グリーンヒル宝満（基山）で採用されている。</p>	<p>○次期ごみ処理施設の排ガスについては、法令により定められた基準値よりもさらに厳しい自主基準値を設けることとしております。平成29年10月に策定した「ごみ処理施設整備基本計画」で自主基準値を定めておりましたが、住民の皆様の要望もあり、今回見直しを行いさらに厳しくいたしました。なお、この値は福岡県や福岡市の先進施設と比較しましても同等もしくはそれ以上の高い水準にあります。</p> <p>○熔融方式は、焼却方式（ストーカ式）に比べると確かに新しい処理方式ではありません。しかしながら、焼却方式（ストーカ式）は全国でもっとも多く採用されている方式であり、全国で安定して稼働しています。熔融方式についても全国各地で採用されており、安定稼働をしています。熔融方式であれば周辺環境に配慮されている、焼却方式（ストーカ式）だと周辺環境に配慮されていないなどということは無く、どの処理方式であろうと周辺環境に配慮し、安全で安定した稼働が確保できるものと考えています。</p>		

<p><b>【理由】</b></p> <p>今回は入札ありきの処理システム選定であり周辺環境の保全に配慮したとは考えられない。ダイオキシン類などの有害物質は 500m周辺の飛散量が多いといわれており、水道水取水口の汚染が危惧される。</p>	<p>○今回の入札は、総合評価一般競争入札で行うこととしており、価格による経済面のみでなく、安全面、環境対策、災害対策、啓発、運営面などの様々な視点からなる非価格要素も評価することとしており、総合的にみて当圏域に最もふさわしい方式はなんであるかを選定することとしておりますので、決して入札ありきの選定ではありません。</p> <p>○煙突からの排ガスに関しては、大気汚染防止法に基づく排出基準が定められています。「排出基準」というのは、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基本法で定められている「環境基準」を満たすために定められています。したがって、この排出基準を満たしているかぎりにおいては、環境基準を満たしているため、住民のみなさんの健康への影響はないものと考えております。</p> <p>○上水道については、取水口から浄水場へと送られ、水道水としての水質を確保したうえで各家庭へと供給されます。なお、鳥栖市においては、国が定めた水質基準よりも厳しい鳥栖市独自の指標値を設けて水道水の管理をしており、安全安心な水道水が供給されています。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>都市計画運用指針において、廃棄物処理施設の計画にあたっての留意事項、位置では、災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくないと記載されている。真木町今川は頻繁に線状降水帯が発生し洪水を起こしている。地形的に内水氾濫が起り運搬車両、ごみ処理施設の浸水も考えられる。洪水による汚染も考えられる。大気だけでなく、地下水、洪水による汚染も考えられるため周辺住民の健康に影響が大きい。</p>	<p>○公述内容のとおり、都市計画運用指針では、「廃棄物処理施設の計画にあたっての留意事項」を規定しております。この内容について、都市計画上、記載項目について留意しながら施設整備を進めることが望ましいことは認識いたしております。</p> <p>今回の建設予定地につきましては、指針で定められる複数の留意事項のうち、合致している項目も多数あるものの、水害等による浸水の恐れがある土地であるということにつきましては、十分把握いたしております。</p> <p>今後の施設整備につきましては、佐賀県東部環境施設組合におきまして、設計、建設及びその後の管理運営を民間事業者に一括発注する DB0 方式により進められることとなっており、事業者からの提案など、民間の知見を十分に取り入れながら、近年頻発いたしております大雨を含めました大規模災害に耐えうる施設整備を進めていくこととなっております。</p> <p>具体的には、建設予定地はハザードマップにおいて浸水深さ 3.0~5.0m未満となっておりますので、施設の浸水対策として、プラットホーム、電気室、中央制御室、非常用発電機、タービン発電機など主要な機器及び制御盤・電動機は浸水深さ 5.0m以上に設置し、さらに地上階には止水板や気密性扉を設置して浸水を防止する方針とします。また、計画地盤高さは、GL+ 2.0mまで盛土を行い、工場棟・管理棟・計量棟・駐車場の主要施設を配置する上で、浸水に耐えうる高さまで RC 造とするなどにより、ごみや灰の流出が無いよう対策を講じていきます。</p> <p>また、災害時における災害ごみや通常ごみの対応につきましては、あらかじめ広域的な災害連携協定を締結し、ごみ処理が滞ることのないよう対応することにより、早期の復旧復興につながるものと考えております。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>鳥栖市水道水の原水を守るため、次期ごみ処理施設予定地として A 地点(江島町)、又は水道水の取水口から離れた場所を求める。</p>	<p>○佐賀県東部環境施設組合が真木町において建設を予定している次期ごみ処理施設につきましては、各種関係法令を遵守し、周辺住民及び周辺環境への影響を保全していく仕様で整備する計画となっております。煙突からの排ガスについては、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が定められており、これを保全するために大気汚染防止法に基づく排出基準が定められております。次期ごみ処理施設においては、法の排出基準値よりも厳しい基準値を自主的に設定されており、これを遵守されるうえにおいては、市としては、周辺環境への影響はないものと考えております。</p> <p>○また、本市の水道水につきましては、水道法に定められた水質の基準項目に加え、独自の水質管理指標を設定した検査が、市上下水道局において実施されており、安全な水道水の供給に取り組まれていることから、水道水の原水を取水する水源地の下流に位置している現在の建設予定地において、次期ごみ処理施設が立地することによる水道水への影響はないものと考えております。</p>

**公聴会における公述意見に対する見解（ごみ焼却場の決定） ※下水道の変更公述分**

公聴会	令和元年9月24日 午後7時～ 鳥栖市役所3階大会議室	
公述人	公述人④	
<b>公述意見の要旨</b>	<b>公述意見に対する見解</b>	
<p><b>今回の建設予定地は、長期的な視点からし尿処理施設として計画されたもので、予定通り高度処理施設として活用するべきである。ごみ処理施設への変更はすべきでない。</b></p>		
<p><b>【理由】</b> 鳥栖市がE地点に決定した過程が、E地点ありきで進められた。第3回次期ごみ処理施設候補地選考委員会において、旧処理施設の取り壊し費用を捻出するなどの経済的メリットを優先させてE地点に決定している。その後、江島町への次期ごみ処理施設誘致の要請書が提出されるも、経済性を理由にE地点が決定された。しかし、E地点において有害物質が検出されるや候補地がD地点に変更となる。鳥栖市説明会時、真木町C地点を次期ごみ処理施設にしたら良いではないかと提案したが、E地点の候補地が平成26年の第3回次期ごみ処理施設候補地選考委員会で決定したので、C地点はすでに高度処理施設の工事に入っていると、C地点の候補地はできないと否定された。</p>	<p>○次期ごみ処理施設の候補地につきましては、鳥栖市次期ごみ処理施設候補地選定検討委員会におきまして、候補地を抽出し、最終的に残った5箇所の候補地を、環境条件や経済条件などの様々な視点で20の評価項目を設定し、評価を実施いたしました。5箇所の候補地のなかで真木町衛生処理場敷地については、環境条件において他の候補地に引けを取らない評価があったというのはもちろんのこと、他の候補地と比較し、インフラ整備等、経済面での評価が高かったこともあり、総合的に最も評価が高くなったものでございます。</p> <p>その後、鳥栖市内の一地区からごみ処理施設誘致の申し出がございましたので、地元で想定されている3候補地のなかで最も適地と考えられる1カ所と、真木町衛生処理場敷地を再度比較評価した結果、真木町の用地が適地と判断されたものでございます。</p> <p>最終的には、市長を含めた方針確認を経て、真木町衛生処理場敷地が建設候補地として決定したものでございますことから、第3回目の検討委員会において、E地点（衛生処理場敷地）ありきでの決定がなされたということではございません。</p> <p>また、C地点（下水道拡張用地）につきましては、前述の候補地選定経緯を経て、最終的には次期ごみ処理施設の建設候補地に選定されませんでしたので、当初の計画通り、下水道拡張用地として利用することとされているものでございます。</p> <p>なお、D地点（下水道高度処理用地）につきましては、また、本市での候補地選定後、平成28年3月に開催されました2市3町の首長会におきまして、衛生処理場敷地に、下水道高度処理用地等を加えました、約4.2haを建設予定地とすることを確認いたしており、この時点において、D地点を次期ごみ処理施設用地とすることについての方針確認がなされているものでございます。</p>	
<p><b>【理由】</b> D地点は元々、高度処理施設として考えられていた。たまたまE地点の候補地でダイオキシン類などの有害物質が見つかったので、E地点の候補地をあきらめ、D地点がごみ処理施設候補地となった。</p>	<p>○次期ごみ処理施設の建設地につきましては、平成27年度に本市においてE地点（衛生処理場敷地）を候補地として選定した後、平成28年12月に、2市3町で締結しております「佐賀県東部地区ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する覚書」において、衛生処理場敷地にD地点（下水道高度処理用地）等を加えました、約4.2haを建設予定地としておりました。したがって、衛生処理場敷地において埋設物及び環境基準値を超える物質が確認されたことを受けてE地点（衛生処理場敷地）からD地点に建設予定地を改めたものではなく、建設予定地約4.2haからE地点等を除外した約1.7haに建設予定地を縮小したものでございます。</p>	
<p><b>【理由】</b> 地域住民が求めている井戸水、地下水の汚染調査が後回しになっている。このままでは準備書に反映されない。有害物質が検出されたらどうするかということも問題だと思う。</p>	<p>○現在の次期ごみ処理施設建設予定地については、すでに土壌及び地下水調査を実施しており、建設に支障をきたすような物質等は確認されておりません。また、環境影響評価は次期ごみ処理施設が立地することによる周辺環境への影響を調査し評価するものですので、準備書について、建設予定地外の井戸水や地下水の状況を踏まえて作成するものではございません。</p>	

【候補地】 A地点：競馬場用地、B地点：鳥栖西部第2工業団地、C地点：下水道拡張用地、D地点：下水道高度処理用地、E：衛生処理場敷地

公聴会における公述意見に対する見解（ごみ焼却場の決定）

公聴会	令和元年9月24日 午後7時から 鳥栖市役所3階大会議室にて	
公述人	公述人⑤	
	公述意見の要旨	公述意見に対する見解
	<p>○ 下水道高度処理施設を早急に稼働させるべきである。</p> <p>○ 有害物質、地下水の問題、周辺地域住民の問題、浸水の問題、ハザードマップの問題等、絶対必要条件である「地域住民等の理解及び協力が不可欠である」ということが達成されていない。</p> <p>○ 令和元年8月28日新聞発表の「リサイクル施設の建設予定地」について、リサイクル施設と焼却施設を隣接するべき。その方が30年間を見通せば相当なコスト削減となり、その金額は莫大なものである。</p>	
	<p>【理由】</p> <p>建設予定地は、最終処分場の隣接地であり、かつての沼地の諸々が流入している。</p>	<p>○建設予定地（北西部）については、地下埋設物、土壌汚染、地下水汚染の有無を調査した結果、汚染等の異状はなく、現段階でそのような状況は確認されていません。</p>
	<p>【理由】</p> <p>衛生処理場周辺は広範囲に汚染されている。土壌、地下水等を広範囲に調査、検査することが先決である。</p>	<p>○衛生処理場敷地から埋設物及び環境基準値を超える物質が確認されたことにつきましては、敷地周辺の地下水を調査した結果、地下水汚染は確認されておりませんので、今後は、佐賀県東部環境施設組合が実施してきた調査の結果を踏まえ、本市が引き続き調査及び地下水モニタリングを実施していくことといたしております。</p> <p>なお、衛生処理場周辺の井戸において確認されておりますホウ素の基準超過については、佐賀県により自然由来であると推定されているところです。</p>
	<p>【理由】</p> <p>「地下水の検査で基準値を超えているのは佐賀県において最終処分地からの焼却灰が原因ではないと判断されている。すでに自然由来のものと整理されている」とのことであるが、「佐賀県担当部」はそういう判断はしていないと明言している。</p>	<p>○鳥栖市最終処分場につきましては、平成25年度に本市から佐賀県に対しまして廃止の報告をいたしております。この廃止報告の際には、ヒ素の環境基準値超過について、埋設物によるものとは考えにくいとの意見を佐賀県からいただいていることを踏まえまして、廃棄物由来ではないと考えている旨の意見を付して報告しており、県に受理されているところでございます。</p>
	<p>【理由】</p> <p>沼地には諸々の有害物質が流入しており、最終的には「海上投入」で処理された。</p>	<p>○（質問の趣旨が不明のため回答できない）</p>
	<p>【理由】</p> <p>最終処分場跡地及び周辺では、土地の掘削、形質の変更はしてはならない。衛生処理場全体及び今回決定しようとしている下水道施設用地を含め、掘削、形質変更、工事に依る振動等与えない事、「パンドラの箱」である。現資源物回収の建物をよく観察してみれば理解できる。</p>	<p>○建設予定地は、形質変更の制限となるような区域指定はされていません。</p> <p>○次期ごみ処理施設整備にあたっては、建設予定地周辺において環境基準値を超える物質が確認されていることや、最終処分場跡地があること、浸水想定区域であることなどの条件を前提として、周辺環境や施設自体の安定稼働に影響を及ぼさないよう設計・施工、そして運営をしていくこととしています。</p>
	<p>【理由】</p> <p>「地元及び周辺住民」という文言が毎々出てくるが、具体的にどこをさすのか明示されていない。</p>	<p>○地元については、施設の所在する真木町、周辺住民とは、施設の周辺地域にお住いの住民の方と考えております。</p>
	<p>【理由】</p> <p>用地選定後、浸水区域内容変更であれば、用地決定そのものを見直すべき。「下水道の変更地」も今までの「焼却場決定地」も標高は同じである。</p>	<p>○最終的に候補地が建設用地として定められた後に、その用地における様々な課題等が発生した場合には、その課題に対し解決、整理していくこととなるものと認識いたしております。</p> <p>次期ごみ処理施設につきましては、事業主体である佐賀県東部環境施設組合におきまして、設計、建設及びその後の管理運営を民間事業者に一括発注するDBO方式により進められることとなっており、本市の洪水・土砂災害ハザードマップにより、建設用地が浸水想定区域に指定されていることや、近年頻発している大雨により、建設用地周辺の道路で冠水被害が生じている状況等、これまでの経験や最新の情報を十分踏まえながら、事業の広域化によるスケールメリットを十分に活かし、大雨を含めました大規模災害に耐えうる施設整備を進めていくことといたしております。</p>

<p><b>【理由】</b></p> <p>焼却場とリサイクル施設に 2ha 必要とすれば、4～5ha 以上の用地を確保し、建設地を各市町で順繰りするのではなく、20～30 年耐用したらすぐ横に新しく建設すれば良い。</p>	<p>○そのような状況は理想であり、大変貴重なご意見として承りますが、現状ではそのような土地が見当たらず困難な状況です。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>建設用地の選定メンバーには、現場でごみ関係の経験のある人たちも含めて検討を進めるべき。</p>	<p>○焼却施設につきましては、平成 31 年 4 月、佐賀県東部環境施設組合首長会におきまして、現在の下水道高度処理用地を建設予定地として事業をすすめるという方針が確認されております。リサイクル施設につきましては、現在本市におきまして、選定主体や選定方法について検討いたしておりますので、様々な情報も取り入れながら、最適な進め方を決定してまいります。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>「説明」は単なる「決定」したことの報告会になりさがっている。</p>	<p>○本市といたしましては、事業主体でございます、佐賀県東部環境施設組合の事業計画について、住民の皆様にご理解いただくために説明会を開催させていただいております。そうした中で、住民の皆様からのご意見を踏まえまして、組合として、当初より国の基準値より厳しく設定している排ガスの自主基準値をさらに厳格化するなど、皆様によりご安心いただける形で事業計画の変更等も行いながら、事業を推進しているところでございます。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>佐賀県人口 85 万程、500 t / 日の施設を 2 カ所の方が総費用（25～30 年間の）は莫大な削減となる。</p>	<p>○大変貴重なご意見として承ります。今回の 2 市 3 町による広域化は、平成 11 年 2 月に佐賀県が策定した佐賀県ごみ処理広域化計画を踏まえたものです。</p> <p>○佐賀県ごみ処理広域化計画では、佐賀県を 4 ブロックに分けてごみ処理施設の集約化を図る計画となっており、現在 6 か所あるごみ処理施設を最終的に 4 か所に集約する内容となっております。</p> <p>○今後、高齢化や少子化に伴う人口減少社会の到来によるごみ量の減少、社会状況の変化によるごみ質の変化等により、ごみ処理施設自体のあり方も変化し、更なる集約化が図られてくる可能性は十分に考えられます。</p> <p>○一方、集約化が進むと、排出元からごみ処理施設までの距離が遠くなり、収集車の排気ガスなどの環境負荷の増大、また運搬費用の増加につながるなどのデメリットもあります。したがって、建設費だけではなく、運営費、運搬費、環境負荷など、様々な事柄を総合的に考慮し検討していかねばならない課題だと認識しています。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>地歴調査が杜撰である。市有地なのだからコンサルよりも現業員が存命中であるため調査すれば解るはず。「パンドラの箱」となるので衛生処理場は次期ゴミ処理場とはしないとされていたはず。焼却場解体費用を捻出する為などと姑息な事は考えないこと。</p>	<p>○平成 28 年度に組合で実施した地歴調査において、過去にごみ処理施設で働いていた職員に聞き取りを行ったところ、「ため池に生ごみを捨てていた」という証言がありました。</p> <p>○この証言をもとに、平成 29 年度と平成 30 年度にため池であった今川グラウンドの地下埋設物調査を実施し、地下埋設物の確認とあわせて土壌及び地下水汚染が確認されたものです。</p> <p>○「衛生処理場は次期ごみ処理施設とはしないとされていたはず」という公述内容についてでございますが、本市において、そのような方針決定がなされていたという事実は確認できておりません。</p> <p>○旧焼却施設の解体費用のご指摘でございますが、本市において候補地 5 か所を評価した際には、環境条件や経済条件など様々な視点による 20 の評価項目を設定して評価を行っております。このうちの経済条件の項目においては、旧焼却施設の解体費用に補助金を活用できるなどのメリットも含めて評価がなされておりますが、あくまで、20 の評価項目における総合的な評価結果として、衛生処理場敷地が最も高い評価となったものでございます。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>現、中原の施設は 4～5 年は延長可能である。</p>	<p>○現有施設（鳥栖・三養基西部溶融資源化センター）は 20 年稼働という条件で設計されているため、これ以上の延長は安全で安定した稼働の担保がとれないという大きなリスクが生じることとなります。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>現、中原町の「ごみ処理施設に関する基本協定書」第 5 条では、「この施設の計画及び内容の変更並びに新たな計画などが生じたときは、甲は乙及び丙と事前に協議を行う。」となっている。直ちに協議開始</p>	<p>○現有施設（鳥栖・三養基西部溶融資源化センター）は、平成 13 年 7 月に基本協定書を締結し、設置期限を使用開始から 20 年間として平成 16 年 4 月に操業が開始されています。基本協定遵守が原則であり、また耐用年数を超えた使用はすべきではないため、溶融資源化センターは延長できないものと考えています。したがって、まずは焼却施設の建設を最優先と</p>

<p>し、リサイクル施設と焼却場を併設する5ha以上の用地選定を市民（各町区自治会）をメンバーに入れて行うこと。神埼、吉野ヶ里は平成38年（令和7年度末）まで焼却可能。鳥栖三養基も令和9年度末まで現施設で可能となる。時間が十分残されている。</p>	<p>して進めることとしたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○鳥栖・三養基が平成40年度末まで現施設で可能であるというご意見には当方の見解を申し上げることはできません。</li><li>○焼却施設につきましては、平成31年4月、佐賀県東部環境施設組合首長会におきまして、現在の下水道高度処理用地を建設予定地として事業をすすめるという方針が確認されております。</li></ul> <p>リサイクル施設につきましては、現在本市におきまして、選定主体や選定方法について検討いたしておりますので、様々な情報も取り入れながら、最適な進め方を決定してまいります。</p>
--	---

## 公聴会における公述意見に対する見解（ごみ焼却場の決定）

公聴会	令和元年9月24日 午後7時から 鳥栖市役所3階大会議室にて	
公述人	公述人⑥	
<b>公述意見の要旨</b>	<b>公述意見に対する見解</b>	
<b>次期ごみ処理施設は居住区域から遠く離れた所への選定を切に願う。</b>		
<p><b>【理由】</b></p> <p>真木町に設置予定とあるが、その決定にあたって、真木町の住民の同意を得たとされているが、そのほとんどの住民は遠く離れた位置に居住されていて問題意識は持ちにくい。一方で、施設のすぐ近くの他県ではあるが、小森野地区には多数の住民がおり、なおかつ、病院、小学校、幼稚園も存在するが、その住民の同意は得られておらず、無視されている。今からでも遅くなく同意を得る努力をしてほしい。我々を無視しないでほしい。</p>	<p>○本市といたしましては、小森野地区を含めた周辺住民の皆様に事業へのご理解をいただく必要があることは十分認識を持っており、これまで、事業の実施主体である佐賀県東部環境施設組合とともに住民説明会等を通じて、事業についてのご説明を申し上げてまいりました。今後につきましても引き続き、施設の必要性や安全性等についての理解を深めていただけるよう、周辺住民の皆様、市民の皆様に対しまして丁寧な説明を行うよう努めてまいりたいと考えております。</p>	
<p><b>【理由】</b></p> <p>ごみ焼却方式に関して、現行のみやき町では熔融方式を採用しているとあるが、なぜ、耐用年数の少ない当方式を採用されたのか。おそらく公害、特にダイオキシンの問題でそうされたのではと思われる。しかし、次期ごみ施設では、稼働30年を予定されている。ということは、公害に甘い燃焼方式が内々で決定されている節がある。まさに住民軽視、経済性優先のエゴが見て取れる。どうしても燃焼方式にこだわるならば、小森野地区の住民の同意を必ず取るようにしてほしい。</p>	<p>○現有施設の建設当時は、ごみ焼却施設の耐用年数は一般的に15年～20年と言われていたため、20年間の使用という前提条件で設計されたと聞いています。熔融方式を採用した理由としては、①1市2町の圏域内に最終処分場を保有していないこと、②当時、ダイオキシン類の問題が社会現象化しており、燃焼の温度域が高い熔融炉がよいと判断されたためです。</p> <p>○燃焼方式によって耐用年数に差はなく、次期ごみ焼却施設については、焼却・熔融方式に係わらず30年間の使用を前提条件として安定稼働していけるよう設計することとしています。また、全国的にみても、平均的に30年間の使用実績が多く、最近では30年を超えるところもみられます。</p> <p>○次期ごみ焼却施設は、煙突排ガスにおいては、法基準値よりもさらに厳しい自主基準値を定めています。ほかにも騒音・振動・悪臭など、周辺環境への影響をできる限り軽減し、法基準値を満足するために様々な保全措置をとることとしています。したがって、公害に対しては厳しく対応していく施設計画としており、稼働年数で公害に対する認識が変わるということは絶対にありません。また、現時点で方式は決まっていますが、当組合が候補として挙げている3方式はどの方式であっても問題ないと考えています。</p> <p>○焼却や熔融方式という燃焼方式がテーマとなることが多いですが、公害対策設備は別に設置するものであり、燃焼方式がどれになろうとも基本的な設備構成は変わりません。したがって、燃焼方式で公害に甘い厳しいという尺度はありません。仮に焼却方式が公害に甘いというのであれば、公害に厳しい都市圏部においては、焼却方式は一切採用されないということとなりますが、現実にはそのようなことはありません。</p> <p>○周辺住民、周辺環境に対しての保全措置は当然のこととして、稼働後も継続した周辺環境調査、稼働状況の情報提供などを積極的に行うことと計画しています。また、今後、周辺地域との公害防止協定の締結なども予定しており、住民軽視はいたしておりません。</p> <p>○次期施設は最終処分場を保有しておらず、処理生成物は資源化することとしているため、燃焼方式が焼却方式であろうと熔融方式であろうと、トータルとしての事業費はほぼ変わらないものと見込んでおり、経済性を優先させているものでもありません。当圏域にとってどの処理システム、処理方式がもっとも相応しいものであるか、安全面、環境面、災害対策、啓発、経済性などの様々な視点から総合的に評価して決定することとしています。</p>	
<p><b>【理由】</b></p> <p>旧ごみ焼却場が延べ38年間稼働しており、仮に新施設が30年間運用されれば、周辺住民は68年間もごみの煙を吸うことになる。歴史的にみると、小森野は鳥栖市から攻撃されているように見えてしまう。</p>	<p>○次期ごみ処理施設建設予定地が位置しております真木町においては、昭和42年から平成16年まで本市が設置したごみ処理施設が所在しておりましたが、当該施設においては、その時々々の法令等に基づいたごみ処理を行ってまいったところです。次期ごみ処理施設においても、各種法令が定める基準等を遵守することはもちろんのこと、周辺地域で生活される住民の方の健康が損なわれることがないよう、煙突排ガスについては、法が定める基準値よりもさらに厳しい自主基準値を設定して施設の運営を行う予定となっております。</p>	

<p><b>【理由】</b></p> <p>設置予定の真木町は、大雨のたびに浸水騒ぎが発生する地形となっている。その真木町の以前の焼却施設の地下には多量の有害焼却灰が眠っており、水害発生時は流出する危険性大である。</p>	<p>○近年の豪雨による浸水の被害については、本市の各所で確認されているところでございます。建設予定地の周辺におきましても浸水した箇所があるということは把握をしているところです。しかしながら現時点においては、建設予定地における浸水の被害という状況は生じておりません。また、現状において、旧焼却施設の地下に焼却灰が存在するという事実は確認されておりません。</p>
<p><b>【理由】</b></p> <p>もし真木町に燃焼方式の施設が設置されると、そこから発生する有害焼却灰が30年に渡り増え続け、更に流出による公害のリスクは増大する。</p>	<p>○次期ごみ焼却施設から発生する焼却灰、飛灰、スラグ等は、外部に搬出され資源化されるため、30年にわたり現地において増え続けることはありません。</p> <p>○灰ピットは、浸水想定水位以上までコンクリート壁を構築するため、流出することは考えられません。</p>

公聴会における公述意見に対する見解（ごみ焼却場の決定）

公聴会	令和元年9月24日 午後7時から 鳥栖市役所3階大会議室にて	
公述人	公述人⑦	
	公述意見の要旨	公述意見に対する見解
<p><b>最終候補地5か所の20項目の採点結果の中で、環境条件（近隣住宅の住戸数、洪水の安全性）、経済条件（収集運搬距離）の3か所で適切な計算が行われていない。これらを修正すると、最高得点はA地点となる。候補地に関して、A地点への変更または白紙撤回を要望する。</b></p>		
	<p><b>【理由】</b></p> <p>住宅の戸数に関しては、住宅密集地の中心にある工業団地（B）を入れて、相対的評価をすると、集落の考え方により、評価に一般性がなくなる。このように、住宅数の分布の形が異なる場合、半径何m以内の住戸数を調べるの方が評価の一般性が出てくる。これはA地点（8点→6点）、D地点（10点→4点）。これはA（競馬場敷地）とD（近隣地区は小森野、安楽寺、下野町、あさひ新町、真木町）の人口分布からも明らかである。</p>	<p>○本市では、平成26年度に組織した鳥栖市次期ごみ処理施設建設候補地選定検討委員会において、候補地の抽出や諸条件による絞り込みを行い、最終的には候補地5か所について、20の評価項目による評価を行っております。ごみ処理施設の建設候補地の選定につきましては、その方法や評価につきまして、法令等による明確な基準のようなものはございません。そのため、近隣住宅に関する評価項目・評価基準について様々な考え方がある中で、本市におきましては、「近隣住宅地（集落）まで距離」、「近隣住宅の住戸数」という評価項目を設定し、5つの候補地による「相対評価」による評価基準を採用したところでございます。</p>
	<p><b>【理由】</b></p> <p>災害の安全性（洪水）に関して、D地点は、旧ハザードマップ（平成27年11月作成）では0.5m～1mの浸水となっているが、新ハザードマップ（平成31年3月作成）では3m～5mとなっている。この結果、洪水のないA地点の点数（5点）は変わらず、D地点の点数が変わる。（3点→1点）。</p>	<p>○最終的に候補地が建設用地として定められた後に、その用地における様々な課題等が発生した場合には、その課題に対し解決、整理していくこととなるものと認識いたしております。そのため、平成31年3月に作成いたしました鳥栖市洪水・土砂災害ハザードマップに示しております新たな浸水想定につきましては、近年頻発している大雨も含んだ災害に対応する施設整備を行うための重要な参考情報として活用しているところでございます。</p>
	<p><b>【理由】</b></p> <p>ごみの収集運搬距離に関しては、鳥栖市の人口中心地からの距離のみで計算するのは明らかに誤りである。ごみは2市3町から運ばれる。2市3町それぞれについて「人口×人口中心地から各候補地までの距離」を計算し、その合計で比較するのが妥当である。この結果単位は「万人・km」となる。この結果、A地点（1点→5点）、D地点（5点→1点）となる。</p>	<p>○次期ごみ処理施設の建設予定地につきましては、平成26年度に本市が真木町を建設候補地として定めたのちに、本市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町の2市3町の枠組みによる事業の検討を行い、平成28年12月に、2市3町で締結しております「佐賀県東部地区ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する覚書」において、本市が候補地として選定しておりました真木町において施設建設を行うこととした経緯がございますことから、ごみの収集運搬距離を含めた評価項目について、ご意見をいただいたような再評価を行う必要はないものと考えております。</p>
<p><b>鳥栖市環境基本条例第15条に基づき、旧ゴミ焼却場の2か所の有害物質による地下水、水脈の汚染調査が終わるまで、現計画を中止することを要望する。</b></p>		
	<p><b>【理由】</b></p> <p>昨年（平成30年）12月に見つかった旧ため池の場所（昭和42年～昭和51年の約9年分23,300㎡の飛灰等が埋蔵）で、地下水からはダイオキシンが環境基準値の1.7倍、土壌からは、鉛1.7倍、ヒ素3.8倍、フッ素9.5倍は検出されている。これとは別に、現在ごみ分別場と使用している最終処分場跡地の場所（昭和51年～平成15年の約27年間分28,000㎡飛灰が埋蔵）では、モニター井戸N0.3の地下水から環境基準値の約4倍のヒ素が検出され続けている。また、これらの処理場は、素掘りである（最終処分場跡地は平成10年に周辺部のみ、波板とビニールで遮水工事がなされているが、底辺部は素掘りのまま）ので、近隣地区（小森野、安楽寺町、下野町、あさひ新町、真木町）の井戸水および水脈が汚染されている可能性が大である。</p>	<p>○昨年、佐賀県東部環境施設組合が実施した土壌汚染対策法に基づく土壌調査において、鳥栖市衛生処理場敷地の一部から埋設物及び環境基準値を超える物質が確認されておりますが、これは当該敷地の土壌の一部から、環境基準値を超える鉛、ヒ素、フッ素、ほう素が、また、敷地周辺の観測井戸において、ほう素およびダイオキシン類が確認されたものです。このうち、土壌においても、周辺地下水においても確認されておりますほう素につきましては、既に佐賀県による調査範囲を拡大した井戸水調査が実施されておりました、その結果から、佐賀県においては自然由来であると推定されたところです。</p> <p>○次に、鳥栖市最終処分場跡地に埋設されております焼却灰につきましては、昭和50年度から平成11年度に埋立をおこなっておりましたが、平成10年度から平成11年度にかけて実施した適正閉鎖事業において、物質が外部に漏れ出ない仕様で対応しており、また、跡地周辺で実施しておりますモニタリング調査により定期的な監視を行っているところです。なお、モニタリング井戸N0.3において、ひ素が一時的に環境基準値を超過することにつきましては、埋設物によるものとは考えにくいという佐賀県の意見も踏まえまして、埋設物が由来ではないと判断しているところです。</p> <p>○なお、今年度から、本市において衛生処理場敷地及び地下水の調査を行う予定としており、埋設物等による影響を含めた今後の状況等について確認をしてみたいと考えています。</p>

<p><b>【理由】</b></p> <p>鳥栖市環境基本条例第 15 条調査の実施（市は、環境の状況の把握その他の環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。）に基づき、至急この調査を行い、その調査結果が出るまで、D地点での計画を中止することを要望する。</p>	<p>○ごみ処理施設は、住民生活をする上で1日も欠かせない重要なインフラ施設です。当組合としては、建設予定地において、地下埋設物や土壌汚染などの異常が確認されていないことから、建設に支障はないと判断しているため、事業計画にしたがって作業をすすめていくこととしています。</p>
---	--

**【候補地】** A地点：競馬場用地、B地点：鳥栖西部第2工業団地、C地点：下水道拡張用地、D地点：下水道高度処理用地、E：衛生処理場敷地

## 公聴会における公述意見に対する見解（下水道の変更）

公聴会	令和元年9月24日 午後7時から 鳥栖市役所3階大会議室にて	
公述人	公述人①	
公述意見の要旨	公述意見に対する見解	
<p>過去（1975年2月）、都市計画の中で、中長期的な計画として、現浄化センターの位置づけされたものを変更する必要はないと判断する。</p>	<p>○本市では昭和50年度にJR鳥栖駅を中心とした市街地の事業認可を受け、平成2年に浄化センター（処理場）の供用を開始し、適宜、区域を拡大し整備を行ってきました。</p> <p>○浄化センター用地は、当初、全体計画に必要な家庭汚水量、工場排水量などから予測した計画汚水量に対する処理能力により、施設の規模や配置を計画し、水処理用地及び高度処理用地として確保しております。</p>	
公述意見内容	<p>○全体計画は、新たな開発区域を取り込む時期などに、近年の本市の人口の伸びや原単位など随時見直し、計画汚水量及び浄化センター処理能力を設定しております。</p> <p>○浄化センターの施設の増設は、処理能力の見直しとともに、過大とならないように浄化センターへの流入量に応じて建設しており、実施設計もそれに準じて行っているため、設計の無駄は発生していないものと考えております。</p> <p>○見直しによる計画汚水量は、家庭排水や工場排水の節水などにより減少傾向にあり、近年の見直しでは、今回削除する用地以外の浄化センター用地において、施設の配置が可能となっており、高度処理施設は水処理施設と一体的に行うことから、県道北側用地に配置することとしております。</p> <p>○水処理施設及び高度処理施設は県道北側の用地に配置が可能となったことから、配管等も集約でき維持管理の観点からも効率化になっているものと考えております。</p>	
<p>都市計画で中長期的な計画設計が変更になると、設計変更等により無駄な費用が発生する。また、同設備は周辺に集約することで配管等のスリム化を図り経費のコスト削減及び管理の効率化につながる。</p>		

## 公聴会における公述意見に対する見解（下水道の変更）

公 聴 会	令和元年9月24日 午後7時から 鳥栖市役所3階大会議室にて	
公 述 人	公述人④	
公述意見の要旨	公述意見に対する見解	
<p>今回の建設予定地は、長期的な視点からし尿処理施設として計画されたもので、予定通り高度処理施設用地として活用すべきである。ごみ処理施設への変更はすべきでない。</p>	<p>○浄化センター用地は、当初、全体計画に必要な家庭汚水量、工場排水量などから予測した計画汚水量に対する処理能力により、施設の規模や配置を計画し、水処理施設及び高度処理用地として確保しております。</p> <p>○全体計画は、新たな開発区域を取り込む時期などに、近年の本市の人口の伸びや原単位など随時見直し、計画汚水量及び浄化センター処理能力を設定しております。</p>	
公述意見内容		
<p>今回の建設予定地は、ごみ処理施設用地に変更せず、高度処理施設用地として残し、下水道拡張用地をごみ処理施設予定地として活用すべき。</p>	<p>○見直しによる計画汚水量は、家庭排水や工場排水の節水などにより減少傾向にあり、近年の見直しでは、今回削除する用地以外の浄化センター用地において、施設の配置が可能となっており、高度処理施設は水処理施設と一体的に行うことから、県道北側用地に配置することとしております。</p> <p>○このようなことから、県道北側の下水道拡張用地は将来的な水処理施設用地、高度処理施設用地として必要であると考えております。</p>	

## 公聴会における公述意見に対する見解（下水道の変更）

公聴会	令和元年9月24日 午後7時から 鳥栖市役所3階大会議室にて	
公述人	公述人⑤	
公述意見の要旨	公述意見に対する見解	
<p>今後も下水道用地として活用し、ごみ処理施設用地へ変更すべきではない。</p>	<p>○し尿等の受入につきましては、し尿及び浄化槽汚泥が下水道の整備とともに年々、減少しております。これに相反し、し尿処理施設は老朽化が進み、再構築の時期を迎え、適切な運転を行うには、し尿処理施設の更新が必要となったため、本市では汚水処理全般の効率化を図ることから下水道、し尿、浄化槽汚泥処理の一元化を行うことといたしております。</p>	
公述意見内容		
<p>今もって高度処理していないことが怠慢である。早急に高度処理施設を稼働させるべきである。</p> <p>今後、し尿、浄化槽汚泥を直接受け入れる計画になっているとのことであるが、そうであればなおさらである。</p>	<p>○し尿、浄化槽汚泥は下水道汚泥に対して微量であり、下水道の処理において問題はないと考えております。</p> <p>○高度処理（三次処理）の計画は、当初より宝満川の水質保全の観点から、高度処理は必要であると考えておりました。</p> <p>○その後も有明海及びその海域に流入する河川の水質汚濁を防止するため、本市としては今後、窒素、リンの排出量の低減に向け、高度処理を導入していく予定としております。</p> <p>○また、本市では、これまで生活環境の改善を図ることを優先に普及促進に努めてきたところです。しかし、今後は、水処理施設の増設計画にあわせて県道北側用地で高度処理を行っていく予定といたしております。</p>	
<p>衛生処理場は、下水道用地として全体を下水道関連施設等として活用すべきである。</p>	<p>○見直しによる計画汚水量は、家庭排水や工場排水の節水などにより減少傾向にあり、近年の見直しでは、今回削除する用地以外の浄化センター用地において、施設の配置が可能となっており、高度処理施設は水処理施設と一体的に行うことから、県道北側用地に配置することとしております。</p> <p>○なお、衛生処理場用地の今後の活用は現時点では未定となっております。</p>	